

市報第19号

変更契約の締結についての専決処分報告

市長専決処分事項指定の件（昭和28年3月2日議決）により、次のように変更契約を締結したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和6年12月6日

横浜市長 山中竹春

財政局

| 専決 年月日 | 契約の概要（下線部が今回の変更内容） | | | 変更理由 | |
|-----------|--|-----------------------------|---|--|--|
| | 契約名 | 相手方 | 議決・専決年月日 変更前 変更後 | | |
| 6.8.9 | 東部方面 斎場（仮称）新築 工事（建築 工事）請負 契約 | 大成・松 尾・渡辺 建設共同 企業体 | 6.6.5議決 契約金額 <u>12,317,690,000円</u> 完成期限 令和8年12月25日 | 契約金額 <u>12,419,000,000円</u> 完成期限 令和8年12月25日 | 公共工事設計労 務単価等の改定 に伴う特例措置 により新単価を 適用するため |
| 同 | 東部方面 斎場（仮称）新築 工事（電気設 備工事）請負 契約 | 東洋・神 電・小保 建設共同 企業体 | 6.2.20議決 契約金額 <u>1,170,400,000円</u> 完成期限 令和8年7月17日 | 契約金額 <u>1,178,100,000円</u> 完成期限 令和8年12月25日 | 関連工事の着手 が入札の不調に より遅れたため |
| 6.8.22 | 尾張屋橋 住宅（仮称）建替 工事（建築 工事）請負 契約 | 株式会社 小俣組 | 6.6.5議決 契約金額 <u>839,300,000円</u> 完成期限 令和7年12月26日 | 契約金額 <u>857,560,000円</u> 完成期限 令和7年12月26日 | 公共工事設計労 務単価等の改定 に伴う特例措置 により新単価を 適用するため |

| | | | | | |
|----------|--|--|---|---|--|
| 6. 8. 30 | 旧上瀬谷 通信施設 地区土地 区画整理 事業大門 川雨水調 整池建設 工事請負 契約 | 戸田・T SUCHI IYA・ 横浜建設 共同企業 体 | <u>6. 2. 20議決</u> 契約金額 <u>3, 344, 992, 750円</u> 完成期限 令和 8 年 7 月 31 日 | 契約金額 <u>3, 371, 671, 572円</u> 完成期限 令和 8 年 7 月 31 日 | 工期内に賃金等 の水準が著しく 変動し、契約金 額が不相当とな るため |
| 6. 9. 12 | 東部方面 斎場（仮 称）新築 工事（建 築工事） 請負契約 | 大成・松 尾・渡辺 建設共同 企業体 | <u>6. 8. 9 専決</u> 契約金額 <u>12, 419, 000, 000円</u> 完成期限 令和 8 年 12 月 25 日 <u>6. 6. 5 議決</u> 契約金額 12, 317, 690, 000円 完成期限 令和 8 年 12 月 25 日 | 契約金額 <u>12, 496, 000, 000円</u> 完成期限 令和 8 年 12 月 25 日 | 地中障害物の撤 去が必要となる ため |
| 同 | 東部方面 斎場（仮 称）新築 工事（火 葬炉築造 工事）請 負契約 | 株式会社 宮本工業 所 | <u>3. 12. 21議決</u> 契約金額 <u>1, 210, 000, 000円</u> 完成期限 令和 8 年 2 月 27 日 | 契約金額 <u>1, 204, 500, 000円</u> 完成期限 令和 8 年 12 月 25 日 | 火葬炉設備等の 仕様を見直すた め及び関連工事 の着手が入札の 不調により遅れ たため |
| 同 | 万騎が原 小学校建 替工事（ 第 1 工区 建築工事 ）請負契 約 | 株式会社 渡辺組 | <u>6. 6. 4 専決</u> 契約金額 <u>718, 080, 000円</u> 完成期限 令和 7 年 1 月 24 日 <u>5. 12. 20議決</u> 契約金額 698, 500, 000円 完成期限 令和 7 年 1 月 24 日 | 契約金額 <u>723, 360, 000円</u> 完成期限 令和 7 年 1 月 24 日 | 地中障害物の撤 去が必要となる ため |

参 考

市長専決処分事項指定の件（抜粋）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次に掲げる事項中異例に属するもののほか、市長において専決処分にすることができる。

（第 1 号から第 5 号まで省略）

(6) 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、次のいずれかの変更をする契約を締結すること。

ア 当該議決を経た契約金額の 1 割以内の範囲における変更（当該変更の額が横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和 39 年 3 月横浜市条例第 5 号）第 2 条に定める額未満の場合に限る。）

イ 天候その他やむを得ない事由による完成期限、履行期限又は引渡期限の変更

（第 7 号省略）

地方自治法（抜粋）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（抜粋）

（市議会の議決に付すべき契約）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の

規定により市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 600,000,000 円以上の工事又は製造の請負とする。